

## 1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談 (5-16)

## 2. 日時

令和4年1月7日(金) 10時00分～17時00分

## 3. 場所

原子燃料工業(株)熊取事業所

## 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、内海安全審査専門職

熊取原子力規制事務所

内海原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他9名

## 5. 要旨

原子力規制庁は、原子燃料工業(株)から令和3年2月15日付けで申請のあった熊取事業所の設計及び工事の計画の認可申請(以下「第5次設工認申請」という。)に関し、申請対象設備の設置状況等について現地確認を行った。

(1) 現地確認を踏まえ、原子力規制庁から以下の点について伝えた。

○第5次設工認申請の対象設備である非常用発電設備 No.1 の構成機器(自動起動制御装置、非常用発電機選択切替機、起動用電源及び発電基盤)については、耐震補強工事を実施する対象となっていないが、本申請において耐震補強を実施するとの説明があり、申請書の記載に齟齬があること。

○火災区画境界の貫通部の位置について、第5次設工認申請等の図面で記載が見られないが、現場において貫通部が確認されたこと。

○上記の第5次設工認申請と現場の設備状況で確認された齟齬等については、全ての設工認対象設備に対して同様の齟齬等がないかを確認し、その結果を報告すること。また、第5次設工認申請書等へ反映が必要であれば、必要な手続きを実施すること。

○設備・機器の上部に設置している電気・計装ケーブルのケーブルラックについては、上位の耐震重要度分類に属する設備・機器への破損による波及的影響を評価しているか説明すること。

(2) 原子燃料工業(株)から承知した旨回答があった。

#### 6. 確認した設備・機器

○第2加工棟：連続焼結炉 No. 2-1、供給瓶、焙焼炉、圧粉ペレット搬送装置、焙焼炉搬送機、焼結ボード置台、ペレット搬送設備 No. 1、ペレット解体装置、センタレス研削装置、計量設備架台、ペレット検査台、分析設備、燃料開発設備、分析設備、試験検査設備、集水槽、沈殿槽、ろ過装置、貯留槽 等

○発電機・ポンプ棟：非常用発電設備 No. 1、送水ポンプ自動停止装置

○屋外：非常用発電設備 No. 2、非常用発電設備 A

○その他：第2加工棟の電気・計装ケーブル用ケーブルラック

#### 7. 提出資料

なし

以上